

◆令和元年 第二回定例会 自民党議員団 代表質問

(区長・教育長答弁要旨)

清原和幸議員のご質問に順次お答えいたします。

(1)【将来を見据えた財政運営について】

区は、今後の人口増加に伴う30万都市を見据え、子どもや高齢者、障害者福祉など各分野で想定される行政需要に的確に対応し、港区ならではの質の高い行政サービスを提供していくため、中長期的な視点に立った財政運営を行ってまいります。

歳入においては、税収の確保や国・東京都の補助金の活用をはじめ、財産の貸付など税外収入の戦略的な確保に努めてまいります。

歳出においては、今後大きな財政需要が見込まれる公共施設の更新について、港区公共施設マネジメント計画により、既存施設の長寿命化を図り、将来経費試算ソフトによる修繕計画の策定など、施設更新経費の削減、また、年度間の財政負担の平準化を推進するとともに、基金の計画的な積立て、そして、適時適切な活用により将来課題を見据え、いかなる時代においても揺らぐことのない、持続可能な財政運営を行って参ります。

(2)【行政改革について】

区は、人口増加に伴う行政需要の拡大や、区民ニーズの多様化・複雑化など社会情勢が変化中、簡素で効率的な区政運営を維持し、区民サービスの充実に取り組んでまいりました。

現在、区は、AIをはじめ最新ICTの導入やマイナンバーの利用促進による業務の効率化を進め、職員が直接区民と接する時間を生み出すことで、区民に寄り添ったサービスの提供や区民との協働による課題解決につなげております。

今後も、区民福祉の一層の増進に向けて、業務の効率化や社会情勢の変化を踏まえた事業の廃止・統合を徹底し、不断の行政改革に取り組んでまいります。

(3)【都区財政調整制度について】

都区財政調整制度の普通交付金の算定においては、都心区の行政需要に十分対応していないことから、区は、高額な用地取得費、路上喫煙や防犯対策など、昼間人口が多い都心区特有の行政需要が適切に算定されるよう、近隣区と連携し取り組んでまいりました。

また、普通交付金では算定されない各区の特別な需要

に対して交付される特別交付金について、児童相談所準備経費などの算定を主張し、特別交付金を確保致しました。

引き続き、昼間人口への対応など、都心区特有の行政需要が適切に算定されるよう、粘り強く主張していくとともに、積極的に特別交付金の確保に努めて参ります。

(4)【固定資産税の緩和期間の延長や負担軽減について】

23区内の土地の固定資産税等につきましては、小規模非住宅用地の税額の2割減免、商業地等の負担水準引き下げ、税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等の減額等の軽減措置が講じられております。

また、平成29年には、民有地を活用した保育所等の整備を促進するため、有償で借り受けた者が保育所等として使用する土地について、固定資産税等を全額免除する制度が新たに創設されました。

こうした軽減措置の継続等に向けた要望につきましては、区としても適切に対応してまいります。

(5)【港区政策創造研究所の今後の取組について】

港区政策創造研究所では、今年度から各部門の事業立案に関する相談を受けるなどの政策研究・形成機能を強化しています。

今後、信頼性、客観性の高いデータを基にした政策形成を実現するため、各政策の成果指標、政策立案に必要なデータの整備の支援を行うとともに、今年7月には、平成30年度に転出入した方の視点から区の課題を明らかにするための転出入調査も行います。

こうした取組により、将来の人口増や社会情勢に的確に対応した次期港区基本計画につなげてまいります。

今後も研究所の機能を最大限に発揮し来る30万都市港区を見据えた確実な行政運営の実現に取り組んで参ります。

(6)【町会・自治会の課題解決のための支援について】

区は町会・自治会の課題解決のため、平成30年度からの3年間で「町会・自治会活動応援個別プログラム」を実施しております。

昨年度は、応募のあった8団体の要望を把握して、各団体の課題に沿った取組を提案し、既に1団体は、住民・企業参加による公共空間の利活用として緑化活動を開始して、顔の見える交流の輪を広げています。

今年度は、8団体の取組成果を検証し、より効果的な取組につなげてまいります。

さらに、来年度は、プログラムの最終年度として、実施した全ての取組内容と成果を検証し、他の町会・自治会にも参考となる課題解決策への支援を検討してまいります。

（7）【災害時のトイレの確保について】

①区民や事業者へのトイレの備蓄の重要性の周知について

災害時にトイレが使用できないために水分の摂取を控えた場合、脱水症状や免疫力の低下など、健康に悪影響を及ぼす危険性があることから、トイレの確保は非常に重要です。

区では、広報みなとや区ホームページ、防災パンフレットへの掲載のほか、防災訓練や事業者向け防災講座等において、過去の災害におけるトイレ環境の実情等を紹介しながら、トイレが使用できない場合に備え、携帯トイレの備蓄を働きかけております。

引き続き、区民や事業者に対して啓発を行い、トイレの備蓄を促進してまいります。

②避難所の衛生環境の確保及び防疫について

避難所での生活では、日常生活との違いによりストレスを受け、体調を損なうことなどがあり、避難所の衛生環境を確保することは非常に重要です。

避難所運営においては、感染症や食中毒予防のために、定期的に避難所全体の消毒を実施するとともに、運営主体となる地域防災協議会では衛生管理に細心の注意を払うこととしております。

引き続き、避難者が安全で安心して生活を送れるよう、衛生環境の確保と感染症予防に取り組んでまいります。

③避難所のトイレの整備について

避難所のトイレにおいては、排水管の破損等により水洗機能が使用できない場合に備え、発災直後は水洗による使用を控え、携帯トイレを使用することとしております。

さらに、敷地内のマンホールトイレを開設するとともに、グランド等の屋外に便槽タイプの組立て式トイレを設置し、避難者数に応じたトイレの必要数を確保しております。

また、遮光性の高い生地を使用し、プライバシーに配慮した女性専用トイレについても備蓄しております。

引き続き、プライバシーの確保等に配慮し、トイレの

整備に努めてまいります。

（8）【危機管理体制の強化の取組について】

危機管理においては、トップダウンによる指揮と迅速な対応が不可欠であり、区では、危機発生時に、24時間365日、私が緊急報告を受けるとともに、各部署も速やかに危機に対応しております。

また、新型インフルエンザのような重大な危機が発生した場合には、危機管理対策本部を設置し、私の指揮命令のもと、全庁をあげて対応するなど、危機のレベルに応じた体制を構築しております。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う危機を想定した訓練を実施するなど、危機管理体制の一層の強化に取り組んでまいります。

（9）【「地域包括ケアシステム」の更なる推進に向けた取組について】

区は、医療と介護の連携の拠点となる在宅療養相談窓口を2か所設置し、港区医師会等の協力を得て、退院して在宅生活に戻る際の地域の病院の紹介や、在宅医療の相談などに丁寧に対応しております。

今後、複雑化した課題や、子育てと親の介護のダブルケアへの対応、既存のサービスの活用が困難な課題を抱える家庭への取組を強化してまいります。

このため、多くの機関や多職種の皆さんとの議論を深め、これまで以上に連携を強化し、全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、港区らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

（10）【児童相談所における児童福祉法等の改正への対応について】

区は、法改正の内容を反映させ、児童福祉司及び児童心理司、保健師、医師、弁護士を国基準に基づき配置するほか、虐待の再発防止のための医療機関と連携した保護者支援プログラムの実施、被虐待児童の転出入自治体を含む関係機関との情報共有の強化策を検討しております。

また、新たに法律に盛り込まれる子どもへの体罰防止については、関係地域の機関と協働し、いち早く啓発活動に取り組むなど、すべての子どもの命と権利を守る体制を整備してまいります。

（11）【児童虐待対応の強化について】

子ども家庭支援センターが対応する児童虐待相談件数は、年々増加すると共に、相談内容が複雑化しております。

区は、昨年度から児童虐待の早期発見のために、職員が、保育園、幼稚園、小・中学校等を訪問し、虐待が心配される事例について情報共有を図っております。

さらに、今年度からは、医療機関と連携した保護者支援プログラムにより、子どもの接し方を個々の状況に合わせて行うなど、より丁寧な対応に努めております。

区は、児童相談所の設置を待つことなく、児童虐待防止に向けて様々な角度からの対応の強化に努めてまいります。

（１２）【保育の需要に応えるための定員の確保策について】

区は、国、東京都、民間事業者、地域の皆様にご理解、ご協力いただき、待機児童解消緊急対策に取り組み、平成29年4月からの2年間で1,168人の保育定員を拡大し、本年4月に待機児童ゼロを達成することができました。

一方、待機児童は、育児休業からの復職予定に合わせた入園申込みなどにより年度末に向けて増加する傾向にあるほか、就学前人口は今後も増加することが見込まれています。

現在、令和2年4月に向け、区立元麻布保育園の開設、私立認可保育園9園の誘致等により更に515人の定員拡大を予定しております。今後も待機児童ゼロを継続できるように、保育定員の拡大に取り組んでまいります。

（１３）【精神障害者への支援の充実について】

令和3年4月に改築が完了する区立精神障害者地域活動支援センターにおいて、精神障害者の緊急時の受入先である短期入所事業を開始することによって、身体障害者・知的障害者・精神障害者のそれぞれの障害種別に応じた支援拠点の機能が整います。

改築後の施設では、新たな就労の場としての喫茶・売店、生活リズムを整える体験プログラムを開始し、精神障害者の支援の充実を図ってまいります。

今後も、精神障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備や、相談支援体制の充実など、様々な取組を積極的に推進してまいります。

（１４）【感染症の防疫体制について】

区は、日頃から、国や東京都、港区医師会を始めとした医療機関と連携を図り、感染症の発生動向の把握、発

生時の調査や検査、情報共有等が迅速に実施できるよう、防疫体制を構築しております。また、来街者や区内在住の勤者に対する感染症の普及啓発についても、多言語でのリーフレット等による周知を図っております。

東京2020大会に向けては、東京都と連携し、集団発生等の報告頻度を上げることや、感染症を疑いの段階で報告するなど、通常よりもサーベイランスを強化することで早期発見を図り、さらなる感染症のまん延防止対策につなげてまいります。

（１５）【(仮称)産業振興センターの機能の充実を図る取組について】

センターは、整備基本計画に掲げた「未来発展型の産業振興拠点」として、ビジネスチャンスを生み出すコワーキングスペースや、アイデアの具現化や製品作りをサポートするビジネスサポートファクトリーを設置するなど、新たなビジネスの育成と最新技術を活用する機能を充実します。

また、施設の貸出機能と区内中小企業への支援策を集約し、同じ施設内で一体的にサービスを利用できる体制を整備します。

さらに、同じ建物内の新三田図書館と連携したビジネス支援機能の提供など、「企業・人・地域の力」を一つに結びつける施設の実現を目指してまいります。

（１６）【商店街振興支援の更なる充実に向けた取組について】

商店街は、子どもたちや高齢者への声掛け、防犯パトロール、清掃美化など、地域での活動を通じて、区民の皆さんが安心して過ごせるまちづくりにも大きく貢献しています。

区はこれまで、小規模店舗での使用に特化したプレミアム付き区内共通商品券の発行支援や、生鮮三品等取扱店舗に対する設備更新等の経費助成など、商店街の実態に即した新たな施策に取り組んでまいりました。

今後も、区民生活を支え、地域のにぎわいを創出する商店街の更なる発展に向け、港区商店街連合会とも連携しながら、新たな施策の検討も含めた支援策の充実に向けてま

（１７）【港区ならではの「ナイトタイムエコノミー」の推進に向けた取組について】

区は、町会・自治会や商店会等の多様な主体と連携し、夜の観光振興と安全・安心の両立を基本方針に掲げた、港

区ならではのナイトタイムエコノミーを推進しております。

本年7月から、区の安全・安心の取組に協力する夜間営業の事業者へ、その証としての旗を交付する「MINATO フラッグ制度」を開始し、この制度を活用した、夜景スポットとフラッグ店を巡る期間限定のバスツアーや、地域のイベントと連携した取組等を実施いたします。

今後も、まちの方々と連携しながら、安全・安心な港区ならではのナイトタイムエコノミーを推進して参ります。

（18）【自転車の走行ルールやマナーの普及・啓発活動の促進について】

区は、これまで、自転車走行における安全を確保するため、広報みなとへの交通ルールの掲載や、警察署と協力して職員が直接リーフレットを駅前や御成門交差点等で、年間9回来街者へ配布するなど、自転車の走行ルールやマナーの普及・啓発に努めています。

昨年は、警視庁や民間企業と連携を図り、主に自転車通勤をする在勤者向けに、自転車安全利用セミナーを開催し、自転車の走行ルールやマナー等について、警察官による講義や映像による啓発を行いました。

今後も、自転車の安全利用を推進するため、関係機関と協力し、効果的な普及・啓発を工夫してまいります。

（19）【交通不便地域の解消に向けた取組について】

昨年、港区総合交通戦略で定めた交通不便地域の白金・白金台地域において、相乗りタクシーによる新規交通手段のモニター実験を行いました。

実験の結果、相乗りの相手が見つからず利用できないことや、スマートフォンを所有していない方の利用が困難であったことなど、課題が明確になりました。

区は、需要や課題を整理し、今後も、誰もが安全に安心して快適に利用できる移動手段を確保するため、積極的に検討を進めてまいります。

（20）【高輪ゲートウェイ駅開設後の第一京浜の渋滞対策について】

区は、新駅に進入する車両の経路や交通量を想定し、交差点が混雑しないかなどの検証を行ってまいりましたが、道路管理者の国や東京都及び交通管理者の警視庁との協議が本年3月に整いました。

協議の結果、バスやタクシー、自家用車の停車スペースを確保した交通広場を駅前に整備することや環状第4号線と第一京浜を結ぶ区道を新たに整備し、交通量を分散すること、また、右折車線を整備することによって円滑に走行できるよう計画しております。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

（21）【誰もが楽しめるスポーツ活動の推進について】

教育委員会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組として、来月7月7日に、お台場学園において、トランポリン競技のオリンピック上山容弘選手や、イギリスオリンピック委員会との連携によるイギリスの体操チームを招いてのスポーツ教室を開催し、スポーツを「する」きっかけの場を提供いたします。

また、ラグビーワールドカップ2019の開催期間中、飲食しながら試合観戦や競技体験ができるコミュニティライブサイトを実施し、区民が一体となって応援し、感動を共有できる、「みる」スポーツの機会を創出して参ります。

さらに、スポーツボランティア育成事業では、新たに、普通救命講習やリーダー経験者向けのコースを設け、多くの「支える」スポーツの担い手を養成してまいります。

今後とも、区民の誰もが、生涯を通じて、「する」「みる」「支える」スポーツ活動を楽しむことができるよう、取組を一層充実してまいります。

（22）【豊かな心の育成について】

最後に、豊かな心の育成についてのお尋ねです。

小・中学校では、学習指導要領が目指す「考え、議論する道徳」をもとに、人のかかわりや社会経験などを通して、児童・生徒の豊かな心の育成に取り組んでおります。

具体的には、様々な考えや葛藤が生じる場面において、教師が児童・生徒自身の考えの根拠を問いかけ、互いの意見を尊重し、相手を大切に作る姿勢を学ぶとともに、社会のルールやマナーなどを習得できるようにしております。

より効果的な授業とするためには、児童・生徒への問いかけの内容や方法など、教師の指導技術を向上させることが不可欠です。

児童・生徒が多様な考えに触れ、様々な状況において、自分自身の判断に基づいて行動できるよう導くことで、児童・生徒に豊かな心を育むことができると考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします。